

公 報

公 報

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第5条の2第2項（同法第6条第6項、第7条第4項、第16条の2第2項及び第16条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第1条第1項の規定に基づき、公示する。

令和4年1月7日

農林水産大臣 金子原二郎
記

- 1 日時 令和4年2月8日午後2時から
- 2 場所 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号中央合同庁舎4号館1220号室
- 3 意見を聴こうとする事項
 - (1) 検疫有害動植物について、1種を新規に指定し、1種を削除するとともに、1種について分類の変更により学名を見直すことについて（規則第5条の2及び別表1関係）
 - (2) 輸出国における栽培地検査の対象とする検疫有害動植物のうち、2種について輸入を禁止する対象から除外する植物に係る検疫有害動植物に指定し直し、6種についての発生地域又は寄主植物を見直すとともに、1種について分類の変更により学名を見直すことについて（規則第5条の4第1項及び別表1の2関係）
 - (3) 輸入を禁止する植物に係る検疫有害動植物のうち、6種についての発生地域又は寄主植物を見直すことについて（規則第9条第1号及び別表2関係）
 - (4) 輸入を禁止する対象から除外する植物に係る検疫有害動植物について1種を新規に追加し、2種について輸出国における栽培地検査の対象とする検疫有害動植物から指定し直すとともに、12種についての発生地域又は寄主植物等を見直すことについて（規則第9条第2号及び別表2の2関係）

- 4 議長 農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは、同課防疫対策室長又は国際室長）
- 5 意見公述の手續 意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を令和4年2月6日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課へ、メール(koutyoukai_shokubutu@maff.go.jp)又は郵便（郵便番号100-8950東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）にて提出すること。
 - (1) 氏名、所属及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - (2) 議題に対する意見の概要（意見及びその理由）
- 6 留意事項
 - (1) 議長は、5の意見公述の手續を行った者（以下「公述申込者」という。）が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することができる。
 - (2) 議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することができる。
 - (3) 議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。
 - イ 公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合
 - ロ 公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合
 - ハ 公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合
 - (4) 傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）は、令和4年2月6日までに、議長（メール(koutyoukai_shokubutu@maff.go.jp)）にその旨とともに、氏名、所属及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を連絡すること。
 - (5) 議長は、新型コロナウイルスの感染拡大等によりオンラインによる公述又は傍聴を認める必要があると判断した場合、令和4年2月7日までに、公述人及び傍聴人に対してその旨を案内し、参加用のURLを送付するものとする。
 - (6) 議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることができる。

- (7) 議長は、(1)から(6)までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を採ることがある。
- 7 意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi_keneki.html又は以下に示す場所

 - 農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）
 - 横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎内）
 - 名古屋植物防疫所（愛知県名古屋港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎内）
 - 神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎内）
 - 門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎内）
 - 那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町2丁目11番1号 那覇港湾合同庁舎内）
 - 北海道農政事務所消費・安全部農産安全管理課（北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ22条ビル内）
 - 東北農政局消費・安全部農産安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内）
 - 関東農政局消費・安全部農産安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心2番地の1 さいたま新都心合同庁舎2号館内）
 - 北陸農政局消費・安全部農産安全管理課（石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎内）
 - 東海農政局消費・安全部農産安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号）
 - 近畿農政局消費・安全部農産安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎内）
 - 中国四国農政局消費・安全部農産安全管理課（岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎内）
 - 九州農政局消費・安全部農産安全管理課（熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内）
 - 内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課（沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館内）

公 報

公 報

第三者所有物の没収に関する公告

令和4年1月7日 大阪地方検察庁検察官
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、令和4年1月21日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

- 1 係属裁判所 大阪地方裁判所第5刑事部1係
- 2 被告事件名 常習賭博
- 3 被告人氏名 豊田 享功
- 4 公判期日 未定
- 5 没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項
 - 現金800,000円 壹万円紙幣80枚（大阪地方検察庁令和3年領第9748号符号1）
 - 現金4,000円 千円紙幣4枚（同符号2）
 - 現金200,000円 壹万円紙幣20枚（同符号3）
 - 現金180,000円 壹万円紙幣18枚（同符号4）
 - 現金10,000円 五千円紙幣2枚（同符号5）
 - 現金23,000円 千円紙幣23枚（同符号6）
 - 現金20,000円 五百円硬貨40個（同符号7）
 - 現金2,600円 百円硬貨26個（同符号8）
 - 現金120,000円 壹万円紙幣10枚 五千円紙幣2枚 千円紙幣10枚（同符号9）
 - 現金650,000円 壹万円紙幣65枚（同符号14）
 - 現金500,000円 壹万円紙幣50枚（同符号15）
 - 現金3,000,000円 壹万円紙幣300枚（同符号16）
 - 現金3,000,000円 壹万円紙幣300枚（同符号17）
 - 現金3,000,000円 壹万円紙幣300枚（同符号18）
 - 現金3,000,000円 壹万円紙幣300枚（同符号19）
 - 現金1,270,000円 壹万円紙幣127枚（同符号20）
 - 現金2,844円 千円紙幣2枚 五百円硬貨1個 百円硬貨3個 拾円硬貨4個 壹円硬貨4個（同符号21）